

第3回 定例会

◎大田原市(旧黒羽町)との境界を変更 ◎国会及び関係行政庁に対し、児童扶養 手当の減額に関する意見書を提出

12月13日から15日までの3日間、第3回那珂川町議会定例会が開かれ、大田原市との境界変更や市町村合併に伴う栃木県町村議会議員公務災害補償等組合等の規約の変更などの議案16件、議員発議による児童扶養手当の減額に関する意見書の提出議案が原案のとおり可決されました。

なお、合併後初めての一般質問には11人の議員が登壇しました。

◆市町村合併に伴う各組合規約の変更等

栗野町の鹿沼市への編入、下野市（南河内町、石橋町及び国分寺町）の設置及び日光市（日光市、今市町、足尾町、栗山村及び藤原町）の設置に伴

するもので、原案のとおり可決しました。



◆議会閉会中の継続審査申出

栃木県商工会連合会会長、馬頭町商工会会長及び小川町商工会会長から連名で提出された「地域密着型の相談支援ノウハウを有する商工会補助金の安定・継続的な確保並びに誘致企業・大型店・チーン店などに商工会活動への参加協力を求める条例の制定促進等について」の要望については、産業建設常任委員会に審査を付託しましたが、なお、委員会での審査の必要があるため、閉会中の継続審査とする」として決定しました。

◆字の区域の変更

南部地区中山間地域総合整備事業茶畠地区圃場整備により、従来、不成形であった土地の区画形状及び道水路を整備したことに伴い、字の区域の境界を変更するもので、原案のとおり可決しました。

◆児童扶養手当の減額に関する陳情及び児童扶養手当の減額に関する意見書の提出

馬頭町母子寡婦福祉会会長並びに小川町母子寡婦福祉会会長の連名で提出された「児童扶養手当の減額に関する陳情」については、教育民生常任委員会に審査を付託していましたが、審査の結果、児童扶養手当の重要性を認識し、手当の減額率の緩和を求める陳情の趣旨を理解し、採択すべきものと決定されました。これを受け、「児童扶養手当の減額に関する意見書の提出」議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、即日、意見書を国会及び関係行政庁に提出しました。

◆市町の境界変更及び財産に関する協議

県営黒羽地区土地改良事業の施行に伴い、大田原市と那珂川町の境界変更が必要なため、地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に申請すること、同条第五項の規定により所有する土地を特定する協議書を交わすことについて議会の議決を求めたもので、原案のとおり可決しました。

なお、境界変更に伴う面積の増減はありませんでした。